

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市立鳥屋野図書館
所管部・課	中央図書館
所在地	新潟市中央区新和3丁目3番1号
根拠法令	図書館法
設置条例	新潟市立図書館条例
施設概要	南地区センター 2階(鉄筋4階建) 床面積 223.80㎡ 閲覧席 16席

施設の設定目的
図書館法第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存して市民の利用に供し、その学習、調査研究、レクリエーション活動等に寄与することを目的とします。
管理・運営に関する基本理念、方針等
1 図書館運営の理念 「心豊かな都市(まち)づくりを支える市民の身近な学びと情報の拠点」 2 新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～ 新潟市の教育が目指す人間像「しなやかに 世界と未来を 創る人」 ○生涯学び続け、学びをいかし活躍できる機会の充実と支援 ・図書館サービス事業 ○確かな学力の育成 ・学校図書館の充実及び活用推進事業 ○誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進 ・読書バリアフリー推進事業 ○地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進 ・図書館と教育機関・企業との連携協力事業 ○郷土の歴史・文化に親しむ教育の推進 ・郷土資料の収集・活用事業 ○家庭教育の充実と子育て支援の充実 ・ブックスタート事業 ・こどもの読書環境整備事業 ○教育DXの推進とICT環境の整備・充実 ・デジタルを活用した図書館サービス推進事業